



2000年10月14日

No.69号



# JAWAN

## 日本湿地ネットワーク・JAWAN通信

日本湿地ネットワーク (Japan Wetland Action Network)

〒191-0052 東京都日野市東豊田3-18-1-105 柏木実方 TEL&FAX 042-583-6365

JAWAN URL: <http://homepage1.nifty.com/wetland/jawanj/info/index.html>

郵便振替/00170-8-190060 日本湿地ネットワーク

■団体会費/5000円 ■個人会費/3000円



諫早湾を望む高台で干拓事業について説明する在りし日の山下弘文さん (1999年6月)

撮影: 森永幸子

【目次】 追悼 山下弘文さんを偲んで (辻 淳夫).....	2
山下弘文さんの思い出 (牛野くみ子) / 生態系保護に力 (前田些代子)...	3
山下さんの写真 (鈴木マギー).....	4
諫早湾干拓事業見直しの緊急要請 (JAWAN).....	5
国際湿地シンポジウム in 沖縄 (JAWAN).....	6
国が事業者である埋立と公有水面埋立法における環境庁長官意見 (堀 良一).....	7
REPORT: 日韓共同干潟調査 (脇 義重).....	12
2000年JAWANハマシギ・プロジェクト報告 (柏木 実).....	13
追原ダム建設中止判断についての声明 (追原を歩く会).....	15
イベント情報 / 各地の近況 / 編集後記.....	16

# 山下弘文さんを偲んで

文：辻 淳夫（藤前干潟を守る会／日本湿地ネットワーク共同代表）

山下さんの突然の逝去から2ヶ月を過ぎても、まだその衝撃だけが生々しくあります。ご家族や関係者のみなさまにお悔やみを申し上げ、休むことなくたたかい続けられていた山下さんにゆっくりお休みくださいと、あらためてご冥福をお祈りいたします。

山下さんは、諫早をはじめ日本の干潟保全活動の中心として、さらに、理不尽な巨大公共事業のあり方を変えようとする運動の柱としても、なくてはならぬ存在でした。

誰もが圧倒される弁舌の鋭さと、豪放な明るさでその場にいるみんなを元気づけ、“負けて元々、勝ったらおおごと”と、どんなに困難な状況でも闘志を燃やし、いつも前向きでした。その強烈な印象からは想像しにくいのですが、一方で、とても繊細な感覚を持ち、だれにもあたたかい心遣いをされる方でした。文章を作る早さ、的確さは、あきれんばかりの記憶力と、緻密な構想力に支えられていたと思います。

藤前のためにも幾度も足を運んでいただき、山下さんと諫早の悲劇なしに、藤前干潟の保全もなかったのです。その報告にご一緒したコストリカでは、諫早とセマングムの保全をアピールし、韓国、中国、アジアの干潟を調べ歩く夢をもち、まずは韓国の干潟調査に力をいれておられたところでした。

今こそ、山下さんがいたらと誰もが思うのは、政府と党の「公共事業の見直し」です。中の海

干拓の中止や吉野川可動堰の「白紙化」もあるけど、多くはお荷物事業の整理で、イメージアップだけがねらいのようです。川辺川ダムや、三番瀬埋立を対象にしないことで明らかなように、公共事業が無用な財政負担だけでなく、巨大な自然破壊をもたらしたことへの反省がありません。

諫早湾の干拓事業こそ、理不尽な公共事業による環境破壊の象徴です。

「ホロコースト（生物皆殺し）」として、世界の人々の魂を凍らせた3年前の水門締め切りの衝撃と傷跡は今も癒されていません。締め切られた調整池の水質は悪化の一途をたどり、潮受け堤防外の漁場でもタイラギやアサリが全滅し、大浦や島原の漁民自らが、水門開放と干拓事業の中止を訴える直接行動に立ち上がっています。

山下さんが喝破されていたように、優良農地の造成と防災という目的の破綻も明らかで、一刻も早く水門を開放して干潟の復元をはかり、山下さんが描いていた有明海復活の国家的大実験事業にとりかかる時でしょう。

豊かな有明海と、豊穡ないのちを生み出す子宮としての諫早湾に見せられ、ムツゴロウをはじめ幾億のいのちの代弁者として、諫早湾の漁民とともにたたかい、子どもたちの未来を見ていた山下さん、同じ思いの人々と力を合わせて、ご遺志を果たしたいと思います。



1998年12月国際湿地シンポジウム藤前での山下さん



2000年4月、諫早湾白浜棧橋にて

撮影：森永幸子

## 山下弘文さんの思い出

牛野くみ子

(JAWAN運営委員 / 千葉の干潟を守る会副代表)

私は日本湿地ネットワーク (JAWAN) の運営委員の一人だが、まだ1年生。ほかの人ほど山下さんとのつながりが多いわけでない。

その中でもすぐに思い出されるのは、4年ほど前だったか、山下さんに「こんにちは」と挨拶したら、「ああ、石川さんの奥さん」と言われたことだ。それで「違いますよ」と言ったら、「そうだ! 大浜さんの奥さんだ」と言われた。やっと「牛野さん」と思い出すのに時間がかかったが、その時の顔が、「本当に申し訳ないことした」と、顔をクシャクシャにしたことだった。案外シャイだなと思った。

山下さんと話すのは、さまざまな行事でJAWANの後援をもらうときに電話をするときくらいだった。そうすると、元気な声で、あまり内容も聞かずに、「ああ、いいですよ」と、すぐに明るい声がかってきた。

元気で、おおらかで、おおまかで、焼酎が好きで...。夜の会合などは、その日のうちには帰れず、「もうあと何分で明日になってしまう」と、眠い眼をこすりながら話を聞いていたものだ。

三番瀬に関して「一坪だって埋め立ててはいけない。これは闘いなんだ」と言っていた元気印の山下さんの遺志を継いでいきたい。

諫早の水門を2年以内に絶対開けさせると言っていた山下さん。何でそんなに早くあちらに行ってしまったんですか。

(2000年7月)

## 生態系保護に力

山下弘文さんを悼む

前田些代子 (大手の浜なぎさの会代表)

日本湿地ネットワーク (JAWAN) 代表・山下弘文さんの訃報をお聞きし、ただおどろき、後の言葉が出ませんでした。「うそでしょう」と奥さんとお話ししながら後から後から涙がこみ上げてきました。「あしたアメリカに行くので眼科に行ってきたよ。帰ったら東京に飛ばなければならぬから」と電話での会話が最後の言葉になるうとは.....。人生は無常とは言いながらも、かくも悲しいことが起ころうとは夢にも思いませんでした。

「大手の浜なぎさの会」もJAWANに加盟し、大手の浜の生態系保護に積極的に取り組んで下さいました。大手の浜のサンゴ群集の観察も鈴木マギーさんとともに山下さんは、スノーケルをして下さって「人工構造物『テトラポッド』に付いているサンゴもある。このテトラポッドを何年に据え付けたかを調べれば、サンゴの成長度も解り、良い研究材料になるよ」など、にこにこ笑って教えて下さいました。

また手結港 (マリーナ) 公有水面埋立願書に係わるアセスメントに対する意見書を、12ページにわたりに書いていただき、県港湾課に熊本一規先生、鈴木マギーさん、斉藤護弁護士さん始め会員10名と意見書を提出した時も、県港湾課の方が「県外の方には

分かりません」と言われた時、山下さんは「僕は高知大学を卒業しています。だから高知県の事は良く知っていますよ」と、あの時の笑顔や、またその中で何を言われても即座に対応できる知識にも私はおどろきました。サンゴを移植する県のお話の中で、鈴木マギーさんが「サンゴは盆栽ではありません」と言った時は、県の方も参加していた私たちも、どっと笑い、なごやかな雰囲気になりました。

九州での「海・山・河を守る九州住民会議」や大手の浜の「環境と生態を守る集会」、各省庁への陳情交渉、北海道で行われた「NGOフォーラム in 釧路」に参加し、多くの方々に大手の浜をアピールすることが出来ました。

いろいろと苦しい保護運動の中でどれだけ励まし助けて下さった事だろうか。「苦しい運動だから、楽しくしなければ、運動は続けてゆくことは出来ないよ」と、いつも力強く話して下さった笑顔が走馬燈のごとく思い出され、胸があつくなります。

平成10年、世界的なゴールドマン賞をいただいた時の山下さん、どれだけ嬉しかったことだろう。「先生おめでとう、日本円にしていくらですか?」「へへ、わずかなものよ」と話した時の声が耳もとに残り、なつかしくなります。諫早湾干拓反対で先頭に立ち、ずいぶん苦しい運動を続けておられたことでしょう。山下さんの遺志を無にすることなく、ラムサール条約を積極的に推進してゆかなければならないと思いながら.....。山下さんのご冥福を心からお祈り致します。

## 山下さんの写真

鈴木マギー（日本湿地ネットワーク）

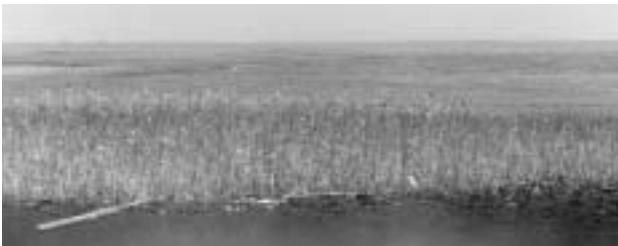
皆さんも、山下さんの写真を持っていると思います。私は特に写真を取るのはいまうまくないのですが、日本語の文書もうまくないので、写真と一緒に山下さんを思い出しましょう。



山下さん(右)と諫早湾の干潟と漁業の写真を取った富永健司さん(左)。初めて諫早へ行ったとき、「運動はほとんどぼくたち2人でやっているよ」と山下さんが言いました。



日本湿地ネットワークが誕生した1991年の国際干潟シンポジウムでの山下さん。準備には、奥さんの八千代さんと、息子さんも手伝っていただいたことを思い出します。



そのころの諫早の干潟。沖にはなにも見えないのがポイントです。



山下さんの活動は諫早湾に留まらず、全国的に問題になっている場所を見つけて、JAWANという全国ネットワークの力を利用するように努力しました。この写真は高知県の大手の浜で、山下さん、私、現地のサポーターと詩人の前田些代子さんです。



1993年のラムサール釧路会議の前に、大津でプレ会議があり、海外のNGOの代表と日本のNGO代表が釧路会議でどんな役割を果たせるかについて話し合いをしました。JAWANの山下さん、堀さん、その時福岡で住んでいたニアル・モーズさんなどの方が参加しました。その結果、釧路会議ではラムサールの歴史の中で初めて、現地の市民運動・草の根運動をしているNGOの積極的な参加がありました。



ギロチンが落ちた後の山下さんは、全国から公共事業問題についてのスピーカーとして呼ばれました。写真は長良川デーで、多分1997年の秋でしょう。このようなシンポにいくつ参加しましたでしょうか、山下さん。ちょっとやせているのね。



1998年、ゴールドマン賞を受けたときの写真。ワシントンのナショナル・ジオグラフィック協会ビル前です。ここで挨拶をしました。大拍手でした。山下さんはアメリカですごい人気者でした、英語ができなくても。

## 諫早湾干拓事業見直しの緊急要請

日本湿地ネットワーク

代表 辻 淳夫

自民党が打ち出した公共事業の見直しは、中の海干拓事業の中止や、吉野川可動堰の「白紙」化など、大きな意味のあるものもあるが、その多くは既に事実上停止している事業であり、真の見直しとは到底言えない。

公共事業が無用な財政負担だけでなく、巨大な自然破壊をともなったことへの反省が無く、大きな環境破壊を進行させつつある諫早湾干拓や、その恐れが強い川辺川ダム、東京湾三番瀬埋立事業などを対象にしないのは問題である。

真っ先に見直すべきは、日本の理不尽な公共事業の象徴と言うべき諫早湾の干拓事業である。事業は進行中だが、優良農地の造成と防災という目的の破綻は既に明らかであり、一刻も早く事業を中止し、水門を開放して、湾内の汚れきった水質の改善と干潟の復元を諮るべきであり、その全体の事業計画の再評価と現実的な代替案の検討を進めるべきである。

1997年4月14日の水門締め切りは、世界の心ある人々の魂を凍らせた「ホロコースト（生物皆殺し）」であり、その衝撃と深い傷跡は今も癒されることなく、生々しい。そして、それから3年、締め切られた調整池の水質は悪化の一途をたどり、潮受け堤防外の諫早湾の漁場ではタイラギやアサリの全滅など、深刻な漁業被害が広がり、ついには大浦や島原の漁民自らが、水門開放と干拓事業の中止を訴える、直接行動に立ち上がっている。

豊かな有明海と、その豊穡ないのちを生み出す子宮としての諫早湾に魅せられ、ムツゴロウをはじめ幾億のいのちの代弁者として、30年にわたる活動を続けてきた、諫早干潟緊急救済本部と日本湿地ネットワークの代表であった山下弘文氏は、諫早の開放に近いことを予告しながら、7月21日に急逝された。

私たち、日本湿地ネットワークは、山下さんの遺志をついで、賛同する団体個人とともに、以下を要請します。

1. 国営諫早湾干拓事業を、緊急に見直す公共事業の対象にすること。
2. 諫早湾潮受け堤防の水門を開放し、事業の見直しによる代替策の検討がすむまで、事業を中止または凍結すること。

以上

### 「諫早湾干拓事業見直し緊急要請」への賛同のお願い

日本湿地ネットワークでは「諫早湾干拓事業見直し緊急要請」への賛同団体・個人を募集しています。要請文は賛同団体名を添えて、内閣総理大臣、関係閣僚、衆参両院議長、各政党代表に対して提出する予定です。

ご賛同いただける場合は、下記の連絡先まで、団体名（または個人名）、住所をお知らせください。また賛同募集の呼びかけにご協力いただける方には、賛同署名用紙をお送りいたしますのでご請求ください。

連絡先：日本湿地ネットワーク東京事務所 〒191-0052 東京都日野市東豊田3-18-1-105 柏木 実 方

TEL/FAX 042-583-6365 E-mail TAE04312@nifty.ne.jp

締 切：2000年11月10日（予定）

主催：日本湿地ネットワーク（JAWAN）  
日時：2000年10月14日（土）15日（日）

主管：国際湿地シンポジウム沖縄実行委員会  
開催地：沖縄県沖縄市

日本湿地ネットワーク（JAWAN）では、湿地保全を求める運動の一つとして、1991年の設立以来、ほぼ毎年、各地の湿地保護団体と協力して、国際湿地シンポジウムを開催しています。今年はそのシンポジウムを、沖縄で開催することになりました。国際シンポ実行委員会では、主幹団体として以下のような趣旨をもって、シンポジウムを開催します。

このシンポジウムでは、開催地である沖縄での干潟の現状と保全のための課題について議論を深めるとともに、現在JAWANが取り組んでいる「国際協力によるハマシギの調査研究」について、その意義を広く知っていただきたいと考えています。

沖縄では復帰以後、経済振興の目的で、埋立てを含む公共事業が集中しており、次々と湿地が姿を消しています。特に沖縄島中南部における干潟の消失は著しく、このままでは、ラムサル条約登録地の漫湖など一部を残して完全に消滅しそうな勢いにあります。

泡瀬干潟は、沖縄島中部中城湾にあり、沖縄島に現存する最大規模の干潟です。この干潟には、泥・砂・サンゴ礫の干潟から海草（うみくさ）藻場まで一連の自然環境が残っています。いうまでもなく、生物多様性が高く、絶滅を危惧されている生き物が数多く生息しています。そしてシギ・チドリなどの渡り性水鳥の沖縄島で最大の渡来地です。

ところが泡瀬干潟にも、現在、埋立て事業が進行中であり、手続きのうえでは問題がないとし、今年の暮れにも埋立てが開始されようとしています。しかし私たちは、泡瀬干潟の価値については、十分に検討されておらず、正当に評価されていないと考えています。このことは単なる手続き上の問題以上に、本質的なことが含まれています。

ハマシギは小型のシギで、北半球に広く分布しています。ロシア北極圏やアラスカで繁殖し、日本・韓国・中国などで越冬します。ハマシギはいわゆる絶滅に瀕している種ではないため、今まであまり注目されることの少なかった渡り鳥です。しかし近年個体数の減少が報告されており、このことは世界的な規模での環境悪化を示していると思われます。

個体数も多く、広い分布域を持つハマシギの現状を把握することは、多くの人々、そして多くの国や地域の参加協力が必要不可欠となります。このような国際協力によるハマシギの調査研究は、今後の地球規模での湿地保全のあり方のモデルケースとなり

ます。

私たちは、このシンポジウムを、泡瀬干潟を特徴づける海草藻場の価値を再認識し、問題となっている環境アセスメントを再考する場と位置づけます。そして、国内外の専門家を招いて、わが国における海草藻場の保全問題に焦点をあてたいと思います。

また、一つ一つの湿地は地球規模でつながっていることを、ハマシギを例にあらためて確認します。目の前にある身近な干潟を地球規模で見つめなおすことは、沖縄島最大のシギ・チドリの渡来地である泡瀬干潟をあらためて評価することにつながると考えます。

私たちは、これを機会に湿地を守り、共に生きる人々の輪をさらに広げていきたいと希望しています。

なお、この国際湿地シンポは平成12年度環境事業団地球環境基金の助成を受けて実施されます。

## プログラム（予定）

10月14日（土）

エクスカージョン 泡瀬 12:00～15:00

バードウォッチング/干潟・藻場探索

マイクロバス遊覧（中城湾埋立地展望、地元案内）

プレシンポジウム 16:00～18:00

沖縄市農民研修センター

1. あいさつ
  2. 泡瀬干潟に対する思い・感想  
マーク・フォンセカ（NOAA・USA）ほか
  3. 沖縄における干潟・藻場の現状  
香村 真徳（琉球大名誉教授）
  4. 各地の報告
- 交流会 19:00～21:00

10月15日（日）

シンポジウム 9:00～15:00 沖縄市農民研修センター

午前の部 9:00～11:30

1. 日本の渚（仮題） 加藤 真（京都大）
2. アメリカにおける海草藻場の保全とミチゲーションの問題点（仮題） マーク・フォンセカ
3. 質疑応答

午後の部 12:30～15:00

1. 市民が参加する日米ハマシギ調査 湿地保護におけるシギ・チドリ調査の意義 JAWAN
2. 泡瀬干潟のアセスメントの問題点について
3. 日本におけるアセスメントの問題点と動向  
原科幸彦（東京工業大）
4. 干潟・藻場保全に対する環境庁の取り組み  
環境庁（交渉中）
5. 質疑応答
6. 沖縄宣言
7. 閉会

# 国が事業者である埋立と 公有水面埋立法における環境庁長官意見

8月1日付け朝日新聞記事

「国の埋め立て事業に環境庁、点検機会失う」を読んで

文：堀 良一（博多湾市民の会）

「国の埋め立て事業に環境庁、点検機会失う」という見出しの8月1日付け朝日新聞記事が、大きな反響を呼んでいます。記事は、「通知行政」として行われていた環境庁長官意見の手続が、環境庁に相談もなく廃止されたというものです。

そうだとすれば、さっそく沖縄の泡瀬干潟埋立計画に反対する運動などに大きな悪影響が生じてきます。

同時に、この記事はいろんな疑問も巻き起こしています。

もともと埋立や干拓は公有水面埋立法で手続が定められているのに、どうして「通知」だけの廃止で、こんなことになるのか、国の埋立だけを特別扱いにできるような法律上の根拠があるのだろうか、などといったものです。

実はこの問題は、公有水面埋立法という法律の本質を浮き彫りにしています。この法律は、そもそも国の行う埋立を特別視していますし、それはこの法律の基本構造から発しています。

公有水面埋立法という悪法について議論して、これにかわるべき制度を求めていくような運動を検討するよい機会だと思いますので、基本的なところから、少し文章にまとめてみました。

理解の不正確なところやわたしが誤解しているところも少なくないかもしれません。間違っているところは、どんどん訂正していただければ幸いです。そういう議論のなかから、認識を共有し、よりよい方向を目指していきましょう。

## 1. 公有水面埋立法とはどのような法律か

ご承知のように、川や海、湖、沼などの埋立や干拓を行う場合には、公有水面埋立法（以下、「公水法」と略します）の手続が必要です。

この法律は、大正10年（1920年）に制定された大変古い法律で、下位の法規である同法施行令や施行規則および関連通達類と一体となって、埋立や干拓



沖縄・泡瀬干潟

における免許制度を定めています。

免許制度というのは、法律の世界では、一般に禁止されている行為について、その禁止を解除する制度というように説明されています。例えば、自動車の運転という危険な行為は、だれでもできるものではなく、試験に合格した人だけが許されるというのが免許制度です。川や海、湖、沼などの埋立は、原則として禁止され、免許を受けた場合のみ許されるというのが公水法の考え方です。

事業者は埋立免許を得ることによって、埋立や干拓を行って土地を造成する権利を持ちます。そして、埋立が完了して竣工認可を得たときに、埋め立てて造成した土地についての所有権を取得することになるというのが、公水法のしくみです。

したがって、そもそも公水法は埋立による土地造成を前提にした法律です。想定されているのは民間の事業者による埋立や干拓です。それを国が管理して秩序あるものにしようとする一種の土地造成法とでもいべきものです。

それでは、埋立の免許というのは、誰がどのような根拠に基づいて行うのでしょうか。

川や海、湖、沼などは、公有水面という言葉に表されるように、国がその支配権を持っているというのが公水法の前提になっています。公式見解では、「公有水面に対する国の支配権は、それを公支配権とよぶかどうかは別として、公有水面を直接排他的

に支配し管理する権能である」として、「この支配権は、埋立をなす権能を包含するものである」というのが国の立場です。(昭和28年12月5日 法制局一発第108号 港湾局長あて法制局第一部長回答)

したがって、国が支配している川や海、湖、沼は、民間は勝手に埋め立ててはならず、そもそも埋立をする権限は国がもっているものだから、国が免許を与えて許可した場合にだけ埋立ができる、というのが公水法の立場ということになります。

重要なことは、この国の支配権は、誰のために、何のために、どういう理念に基づいているのか、という大切な部分についての説明が公水法には全くない、ということです。ここに土地造成法としての性格が端的に現れています。サンフランシスコ湾の管理計画にみられるように、埋立は一体となった水系に害を与えるので原則的にやってはならず、許されるのは例外的な場合だけだ、というような湿地保全を大前提にする、という理念はまったくありません。

そうした公水法も、1973年に若干の環境保全的な改正が行われています。埋立免許の出願書類に環境へ配慮したことを示す書類が加えられたことや、今回問題になっている環境庁長官意見などが新たに付け加えられたものです。しかし、所詮は湿地保全の理念が全くなかった時代の、民間の埋立による土地造成を秩序あるものにするだけを目的にした法律に接ぎ木したものにすぎません。実際、これまでにわたしたちはこの公水法の厚い壁をうち破るのに大変な苦勞を重ねてきました。

基本的には公水法は廃止すべき法律です。そして、湿地保全法のような湿地保全の目的を明確にし、その理念から埋立や干拓を規制するという仕組みをもった、180度発想を転換した法律をもってその役割を交代させなければならないと思います。

---

## 2. 埋立免許の手の続の流れと環境庁長官意見

---

公有水面は国が支配し管理しているというのが公水法の前提ですから、免許を与えるのは本来国のはずです。ところが、公水法は免許を与えるのは都道府県知事と定めています。港湾区域については、港湾法58条2項で特別に港湾管理者の長が都道府県知事の代わりに免許を与えるというようになっています。

この場合、都道府県知事や港湾管理者の長は国から権限をまかされた、いうように位置づけられています。

そして、免許の手の続は次のようにして行われます。

### (1) 手の続の原則型

#### 【免許出願】

埋立の免許を得ようとする事業者は、都道府県知事(港湾管理者の長)に、埋立免許の出願書類を提出します。この書類は、施工区域・期間、や埋立地の用途、資金計画書などの書類や図面から構成されています。書類の中には、「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」というものも入れなければいけないことが政令で定められています。先に述べた環境保全の措置を接ぎ木したというものの一つです。実際には、これまで環境影響評価要綱に基づく環境影響評価書をこの政令の図書として添付してきました。もともと、環境保全とは言ってみても、言葉だけで、その具体的な基準や理念が定められておらず、しかもアセスメントとは呼べない手の続で作成された評価書が添付されるだけですから、この書類が添付されることは、乱開発の歯止めとしては全く機能しませんでした。

#### 【出願後の手の続】

a(3週間の縦覧) 免許の出願を受けた知事は、その旨を告示して、出願書類を3週間の間、「公衆の縦覧」といって、人々が閲覧できるようにしなければなりません。これも告示が本当に世間の人々が知りうるような方法で行われない点や、閲覧の場所や便宜が不十分などの点で、到底、満足できるような運用がなされていませんでした。

b(利害関係者の意見書) 3週間の縦覧期間が終わるまでの間に、埋立や干拓に関する利害関係者は都道府県知事(港湾管理者の長)に意見書を提出できます。これも意見の言いつばなしで、事業者や都道府県知事の回答はありません。当然、それ以上に議論の積み重ねもありません。ただ、免許の参考意見にされるだけです。

c(地元市町村長の意見と議会の議決) 都道府県知事(港湾管理者の長)は、公衆の縦覧の手の続をすると同時に、期間を定めて、地元市町村長の意見を求めなければならないとされています。市町村長が意見を述べるときには、議会の同意が必要です。埋立同意議案と呼ばれるものが議会にかけられます。ただし、同意議案が否決されたからといって、免許をする都道府県知事はそれに法的に拘束されて免許できないというものではありません。あくまでも参考意見としての扱いで、政治的な影響力を持つにすぎません。



## 【免許の審査】

こうした手続を経た上で、都道府県知事（港湾管理者の長）が免許の審査をします。その免許の基準が公水法に定められています。しかし、その基準は、「国土利用上適正かつ合理的なること」とか「環境保全及び災害防止に十分配慮しているか」など、極めて抽象的です。審査の具体的な手続も決められていません。そして結果としては、免許証が交付されるだけで、利害関係人の意見書などへの回答など一切示されません。

## 【結論】

これが埋立免許手続の原則型です。環境保全の具体的な理念や基準はなく、また、効果的な住民参加の手続もありません。免許は極めて権力的、非民主的に行われます。しかも、そもそもが民間の埋立を念頭に置いた手続ですから、都道府県や港湾管理をしている政令指定市などが行う埋立になると、自分で自分宛に埋立免許の出願をして審査してもらうというような自己採点のおかしな手続になります。現在では、むしろ、そうした公共事業による埋立が主流ですから、手続としてなんの歯止めにもなりません。

### (2) 主務大臣の認可や環境庁長官が意見を述べる埋立

以上の原則型に対し、一定の種類の埋立に関しては、主務大臣の認可が必要になったり、環境庁長官が意見を述べるできるようになっています。

全体のなかから主務大臣の認可が必要になる埋立が絞られ、さらにその中から環境庁長官が意見を述べる事ができるものが絞られます。

## 【主務大臣の認可が必要になる埋立】

主務大臣は建設大臣または港湾にあっては運輸大臣を意味します。

主務大臣の認可が必要になる埋立は、公水法47条1項によって政令で定めるというようになっていきます。その政令は公有水面埋立法施行令というものです。この施行令32条が主務大臣の認可が必要な埋立を列挙しています。このうち、どれかに該当すれば、主務大臣の認可が必要になります。

施行令32条は1999年に改正になっています。

旧32条は次のように、1号から5号まで、主務大臣の認可が必要になる埋立を掲げていました。

- 1 建設大臣の指定する河川の埋立の免許
- 2 前号の河川の流域に於ける水面又は其の河川の河口付近に於ける海面の埋立の免許但し其の河川に著しく影響を及ぼすの虞なき埋立に付ては此の限りにあらず

- 3 運輸大臣が甲号港湾として指定する港湾の埋立の免許及乙号港湾として指定する港湾の埋立にして其の港湾の利用に著しく影響を及ぼすの虞あるものの免許

- 4 海峡、堀割其の他の狭水道に於ける埋立にして航路、潮流、水流若し水深又は艦船の航行碇泊に影響を及ぼすの虞あるものの免許

- 5 埋立区域の面積50ヘクタールを超ゆる埋立の免許  
このうち、1999年の改正によって、旧1号と旧2号は削除されました。旧3号、旧4号、旧5号は、それぞれ1号、2号、3号となりました。旧4号と旧5号はそのまま新2号と新3号に移行していますが、新1号は、旧3号に「但し港湾施設（港湾法第2条第5項第2号、第3号、第4号（道路又橋りよにに限る）及第6号に掲ぐるものに限る）の建設又は改良を目的とする埋立にして当該港湾施設に係る国の補助金又は負担金の交付の決定其の他命令を以て定むる国の支援がなされたるものに付ては此の限りに在らず」というようなただし書が加えられています。

この結果、平成11年に施行令32条が改正されたことによる変化は、次のように整理できます。

まず、50haを越える埋立は、改正後も常に主務大臣の認可が必要です。

変わったのは、50haを越えない埋立のうち、建設大臣指定河川とその河口付近などの埋立、甲号港湾の埋立や乙号港湾の埋立で港湾の利用に著しく影響を及ぼすものであっても、港湾内の港湾施設の建設・改良目的で行われる埋立で国の補助金などの支援がなされているもの、が主務大臣の認可を要しないことになります。

ただし、主務大臣の認可という手続は、現在のようない公共事業による埋立が主流になっている時代には、乱開発の歯止めとしての機能は期待できません。なぜなら、河川の管理計画や港湾計画ですでに埋立による開発行為をやるかどうかは建設省や運輸省の関与の下に決められているわけですから、認可をする主務大臣は公正な第三者ではなく、むしろ推進派に属しているからです。

## 【環境庁長官の意見を求めなければならない埋立】

公水法47条2項は、主務大臣が認可をする埋立のうち、政令で定めるものは、主務大臣が認可に際して環境庁長官の意見を聞かなければならないというように定めています。

ここでも、政令は公有水面埋立法施行令です。32条の2により、次の二つの場合に環境庁長官の意見が求められます。

### 1 50haを越える埋立

### 2 環境保全上特別の配慮を要する埋立

「環境保全上特別の配慮を要する埋立」というのは、「鳥類等の生息環境としての干潟等及び景観がすぐれ、又は地形、地質、植生等が貴重である自然海浜であって、特に重要である地域に係る埋立で15haを越えるもの」などの基準が示されています。

ここで気をつけなければならないことは、環境庁長官が意見を述べられるのは認可をする主務大臣の求めに応じてということですから、主務大臣の認可が必要とされない埋立については、いくら環境保全上特別の配慮が必要と思われても環境庁長官の意見は求められない、ということです。

まとめると、50haを越える埋立は主務大臣の認可とその認可に際しての環境庁長官の意見は常に必要です。50haを越えない埋立については、まず主務大臣の認可を必要とする埋立かどうかの基準をクリアして、さらに環境保全上特別の配慮が必要という基準をクリアしなければなりません。

公有水面埋立法による乱開発の歯止めが全く期待できない中で、この環境庁長官意見は唯一の希望です。ただし、その権限は本来、決して大きくありません。意見はあくまでも意見であって、許認可の権限を法的に拘束するものではないからです。また、これまで環境庁も、そうした意見の性格からして、あまり強い意見は述べないように自粛していた節があります。しかし、その大きな転機になったのが、藤前でした。藤前の場合、まだ免許の申請が行われる前から、環境庁が断固とした姿勢を打ち出し、ゴミ埋立を中止に追い込みました。それも、こうした公水法の手続上の権限を背景にして始めて可能だったと言えるでしょう。

---

### 3 国が事業者である埋立と公水法の手続

---

建設省や運輸省あるいは農林水産省などが直営で埋立を行う場合は、手続はどうなるのでしょうか。

最初に述べたように、公水法は、公有水面については国が支配権を持っていて、その支配権の中には埋立をする権限を含む、ということをお前提にしています。そして、公水法はそのことを前提に、民間の埋立を念頭に置きながら免許制度を定めたものです。そうすると、公水法上は、もともと埋立の権限をもっている国が直営でする埋立には免許は不要、とするのが論理的だということになります。

実際、公水法はそういう立場をとっています。た

だし、全く何も手続を定めないというのではなく、公水法42条1項は「国において埋立をなさんとするときは当該官庁都道府県知事の承認を受くべし」と定め、免許に代わる承認という手続きを定めています。

その上に立って、公水法42条3項は、この承認手続きに免許手続きを準用しています。

準用される条文は、手続の原則型のところで述べたものは全て含まれます。

---

### 4 国が事業者である埋立と環境庁長官意見

---

さてそれでは、国が直営で行う埋立の場合、環境庁長官は意見を述べられるのでしょうか。

前述のように、公水法42条1項は、国が直営で行う埋立の場合の免許に代わる承認手続きを定め、同条3項はこの承認手続きに準用される免許手続きの条文を列挙しています。列挙された条文は、免許手続きの原則型に関するものは全て含まれますが、主務大臣の認可や環境庁長官意見を定めた公水法47条の条文は準用していません。

それでは、公水法上、国が直営で行う埋立に認可手続や環境庁長官意見の手続を結びつけることはできないのでしょうか。もともと、主務大臣の認可手続きは、国以外の者の埋立を想定して、その免許手続を都道府県知事（港湾管理者の長）にまかせてはいるものの、一定の重要なものについては本来公有水面の支配権を持っている国が認可という形で関与して、免許手続を適正にしよう、というのが趣旨なので、こうした公水法のしくみからすると、支配権を持っている国が行う場合の承認手続きに認可手続を加えるというのは、本来、論理的ではありません。そして、環境庁長官手続はこの認可手続きを前提とした付随的な手続という位置づけなので、認可手続がない以上、登場しようがありません。

もっとも解釈上は、公水法47条は「本法により都道府県知事の職権に属する事項は政令の定めるところにより主務大臣の認可を受けしむることを得」という規定の仕方をしてしていますから、公水法42条の「承認」も「都道府県知事の職権」に該当し、政令によって認可手続を要する埋立に加えることができる、というようになりそうです。しかしながら、施行令32条は「左に掲げる埋立の免許に付いては・・・認可を受くべし」と免許に限定していますから、施行令がこうなっている以上、現行のままでは、国が直営で行う埋立の場合、認可手続やその認可を前提にした環境庁長官の意見の手続は登場して

こないということになります。

これらは、そもそも公水法のしくみそのものからくる限界で、こうして検討すると、公水法がいかに悪法かということがよく分かります。

---

## 5．8月1日付け朝日新聞の記事「国の埋め立て事業に環境庁、点検機会失う」について

---

さて、こういうように検討してくると、問題になっている8月1日付けの朝日新聞記事の内容が分からなくなってきました。

まず、記事が従来の手続として指摘しているのは、次のようなものです。

- (1) 事業者である国が都道府県知事に申請する
- (2) 知事は公有水面埋め立て法を所管する運輸、建設両省の承認を得る
- (3) 運輸、建設両省から環境庁に対して意見が求められる
- (4) 環境庁は環境保全上の意見書を両省に提出し、環境面でのチェックをする

この手続の流れは、認可と環境庁長官の意見を必要とする埋立の場合の手続そのものです。

記事は、こうした手続を、従来は、「通知行政」でやっていたと述べています。

ここで記事が「通知行政」と書いているのは、「通達行政」と呼ばれているものを分かりやすく置き換えたのでしょう。「通達」というのは行政内部の事務連絡で、言葉の意味としては「通知」と同じです。行政内部では、これまで法律の定めを補充するような意味合いで運用されてきました。わたしたちがよく知っているところでは、日本の環境アセスメント制度は、長い間、法律ではなくて閣議決定の「環境影響評価実施要綱」というものによって行われてきましたが、このアセス要綱も一種の通達行政に他なりません。

実は、国の行う埋立の場合の主務大臣の承認や環境庁長官意見を求める手続は、本来、公水法に定められていない手続を、通常の手続に準じて行うように、この通達を根拠にして行われていたのです。

この通達を取りやめになったため、公水法のもともとの法律の規定に戻って、国の行う埋立には、主務大臣の認可も、主務大臣から環境庁長官へ意見を求める手続もいらなくなった、というわけです。

では、なぜ、そのようになったのか。それは、記

事が述べているように、いわゆる地方分権一括法の施行が根拠になっています。この法律は、地方分権を推進するために、これまで通達行政で行われてきたような法令に根拠をもたない国の自治体に対する関与は原則として廃止する方向を打ち出しています。そのため、都道府県知事に、公水法上の根拠を持たない国が行う埋立の場合の主務大臣への承認（認可）手続をさせることをやめ、その結果、主務大臣から環境庁長官へ意見を求める手続も存在の根拠を失ったということです。

法令に根拠を持たない国の自治体への関与が廃止されたことには、いろいろ議論があると思います。しかし、いずれにしても、国の行う埋立に従来かかわっていた環境庁がかかわれなくなったというのは大変な問題です。先に述べたように、乱開発の歯止めらしい歯止めのない現行の埋立手続上、極めて弱い手続ではあるけれど、環境庁長官意見の手続は唯一の希望です。

同時に、今回のことは、公水法という法律が、そもそもの仕組みからして、国の行う埋立を特別扱いすることを許容する構造をもった大変な悪法であるということに改めて教えています。

---

## 6．新アセス法と公水法

---

1996年6月に制定された環境影響評価法が1999年6月から施行され、それまで環境影響評価実施要綱という通達行政によって行われていた環境アセスメント制度が、法律上の根拠を得てリニューアルされました。

いろいろと不十分さが指摘されていますが、それでも新アセス法では、従来の手続になかったような環境庁の関与が定められています。

事業者が行った環境影響評価に対しては、従来の手続では、主務大臣から求められなければ環境庁長官は意見を述べられませんでした。しかし、新アセス法では、環境庁長官が必要に応じて意見を言えることになりました（第23条）。

このこと自体は、従来の手続からすると前進です。それでは、環境アセスの手続で環境庁が意見を言えるから、その後続く公水法の手続の中では環境庁長官意見を出せなくなってもいいのでしょうか。

わたしは、いくら新アセス法で環境アセスメント段階での環境庁意見が強化されたといっても、やはり公水法の手続段階での環境庁長官意見は、新しい公水法に代わる立法ができるまでの間、何とかして

確保すべきであると思います。

第1に、現在の環境アセスメント手続は、環境問題の狭い枠内のもので、社会経済的な視点を加えたアセスメントではありません。公水法の手続は、そういう社会経済的な観点からの審査に重点が置かれます。

埋立・干拓の必要性に触れた公有水面埋立願書を閲覧して、社会経済的な視点からもう一度環境保全のあり方を問い直す、という世論の変化もありえます。そうした世論の変化を踏まえて、もう一度、環境庁が審査をする、とりわけ公水法の手続は事業の実施直前の手続ですから、着工間に環境庁が最終的な審査をする、ということは、やはり必要です。

第2に、新アセス法で環境庁が必要に応じて意見を述べられるといっても、その効果には制限があります。つまり、環境庁長官の意見は事業者を法的に拘束するのではなく、環境庁長官の意見は、あくまでも参考意見としての扱いで、それを取り入れるかどうかは事業者が決定する、という位置づけになっているからです。そうすると、環境庁の意見を事業者が十分に配慮しなかった場合、公水法の手続のなかで環境庁長官が最終段階での意見を言えることができれば、この段階で事業者の反省が足りないと言

って環境庁が再考を促すことが可能になりますし、そうした手続が背後に控えていると、最初の段階でも事業者は環境庁の意見をおろそかにできなくなるからです。

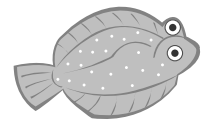
## 7. 結 論

以上のように検討すると、わたしは、公水法という悪法は廃止し、これに代えて、湿地保全をはっきりと理念に掲げた埋立や干拓の規制法を一日も早く作るべきだと思います。

さらに、それができるまでの間、今回の措置によって国が直営で行う埋立という、諫早の例をみても分かるように、規模が大きく、しかも、問題の多いものが、それ以外の埋立よりも素通りしやすいという状況を放置してはならないと思います。きちんとした対処ができるように手当すべきだと思います。

具体的には、施行令32条を改正して、免許手続だけでなく、国が行う埋立の承認手続にも、主務大臣の認可と環境庁長官意見の手続が適用できるように働きかけることだと思います。

たくさんの方が、この問題に関心をもたれることを願ってやみません。



## REPORT

### 日韓共同干潟調査

コーディネーター 脇 義重

8月下旬に韓国干潟に第2次調査に行ってきました。今回は総勢17人で、今までの最大規模の調査団となりました。前回に引き続きベントス、水鳥そして干潟文化の3班に分かれての調査になりました。場所は5月と同じセマングム干潟でした。

今回は初日は晴れていたのですが、それ以降は降雨のなかでの調査となりました。特にベントス調査班は、船を出し5月の調査地点の延長で採泥をする計画を立てていたのですが、風雨が激しくて沖合での調査は出来ませんでした。それでも、採取は出来たので結果報告がたのしみです。干潟域でも採取活動をしました。また水鳥班は同一地点で春に続いて秋口にも調査が出来たので、比較

ができます。そして、干潟文化班については、降雨だったので逆に漁師に話を聞く機会が多くあり、セマングム地域の漁業の現状や干拓事業に対する漁民の声を聞くことが出来ました。

今回の調査は春に続いて夏から秋口にかけての干潟を調査し、セマングム干拓事業対象地域の生物相と干潟と人間のかかわりを明らかにすることを目的としました。

受け入れ準備をし、当日は献身的に活動されたキム・キョンウォンさんはじめ韓国環境運動連合のみなさん、通訳をいただいたリー・オンチョルさんとチョン・ウンジュクさん、そして群山大学日本語学科のみなさんに紙面を借りてお礼申します。ありがとうございました。

なお、次回は今年12月に釜山地域で調査と交流を実施します。

# 2000年JAWANハマシギ・プロジェクト報告

## アラスカでの調査と台湾訪問

文：柏木 実（日本湿地ネットワーク）

JAWANの活動でありながら、情報が伝わっていないように思う、という声をいただきました。ハマシギプロジェクトは多くの人に関心を持っていただいて、ハマシギのフラッグ観察の情報をもらうことが目的です。それなのに、忙しさにかまけて、JAWANのかたがたにもきちんと報告してこなかったようにも思います。JAWAN通信にも、できる限り報告するようにしようと考えています。

今年度のJAWANハマシギプロジェクトの活動は、次のことを行ってきました。7月29日から8月13日までのアラスカノーススロープでのカラーマーキング調査を中心として、5月1日から8日までと8月20日から26日までの韓国、9月10日から14日までの台湾での鳥類調査とハマシギパンフレット作成についての事務連絡をやってきました。紙面の都合で、今回はそのうちアラスカと、台湾のことについてご報告します。

### プロジェクトの概要

ハマシギプロジェクトは北極圏でフラッグをつけたハマシギをできるだけ多くの方々に見つけてもらうことで、多くのデータをえて、それによって生息地である湿地の保護のためのデータにしようというのが、その活動の目標です。

活動はハマシギの調査と関心の啓発の二つです。

調査は、北極圏におけるカラーフラッグによるマーキングと、渡りの中継地、越冬地におけるマーキングをした鳥の観察です。

マーキング調査は、鳥の捕獲をするので、専門家に頼らなければなりません。調査のこの部分は、繁殖地の研究者が主体です。

観察は、多くの土地で、多くの人に関心を持って探し、観察情報を集めることでよりよい結果が得られます。JAWANの調査活動はこの部分が中心です。

関心の啓発は、湿地の重要性と、この調査の意義を多くの人に理解してもらうことです。このことで、よりよい調査結果が得られます。これに関連して行う活動として、今年、国際湿地シンポジウムと、韓国語、中国語（繁体）版のパンフレットの発行を計画しました。

### アラスカ ノーススロープにおける ハマシギ共同調査

このプロジェクトの一環として、7月29日から8月13日までアラスカノーススロープのゴルビル河口におけるハマシギのカラーマーキング調査に参加しました。

今年、米国側が内務省魚類野生生物局（FWS）からDr. Brad AndresとMs. Heather Johnsonと、地理調査局（USGS）のDr. Jonathan Bartの3人。日本側は山階鳥類研究所の茂田良光博士、標識調査員の真野徹氏、そしてJAWANから私の3人で、合計6人の小ぢんまりした落ち着いたチームでした。

昨年は不順な天候のために1週間のうち3日しかできず、4羽しかマークできませんでした。今年、米国側は6月の繁殖期からシギ・チドリ類全般の調査の一環として個体数調査を始めました。営巣期間中に、ゴルビル河口と、パローの2箇所合計30羽にマーキングをしました。

今年の共同調査は昨年より2週間早く、気候も少し穏やかでした。着いたばかりのときは青々としていたツンドラの植物が、帰る前には、黄葉を始めていました。3ヶ月しかない北極圏では1週間が温帯の1ヶ月にあたるということ。

普通、干潟に集まるシギ・チドリ類は、満潮時に追い上げられて集まる高い場所に網を仕掛けて昼間捕まえるか、干潟にかすみ網を広げておき、夜採餌のために動き回る鳥たちを捕まえます。地面の起伏のほとんどないデルタ地帯では満潮時に集まる場所がありません。また、8月はじめにやっと太陽が沈むようになるゴルビル河口では、真夜中も明るくかすみ網は丸見えです。特に成鳥のハマシギは警戒心が強くなかなか捕まりません。鳥たちへのストレスをできるだけ少なくして捕獲するために、金網やかすみ網の材料などを使って、さまざまな仕掛けを作ったり、鳴き声のテープをMDを使って流して仕掛けに誘い込んだり、網の方向に壁を作って追い込んだり、捕獲調査はまさに鳥との知恵比べです。

今年の調査期間も最後の3日間は天候が悪く、最大風速毎時65マイル（秒速28メートル）の強風に加

えて、雪も降るといふブリザードに閉じ込められました。みんなで力を合わせてやっていますが、毎日の収穫が1羽、2羽でしたので、ブリザードのこの3日間はとても痛手でした。

それでも調査期間中に12羽にマーキングすることができました。したがって、今年は全部で42羽、昨年の分をあわせると46羽になります。私たちは、アラスカの緑色のフラッグと水色のカラーリングをつけたこれらのハマシギに出会う可能性があることとなります。

しかし実は、今年は、アラスカだけでなく、ロシア極東のチュコト半島でも黄緑色のフラッグをハマシギにつけたのです。ロシア科学アカデミーのエフゲニー・シロエチコフスキー博士たちの踏査にJAWANが申請して、WWFの助成金から支援をしました。

ここにいるのはアラスカ・ノーススロープとは別の亜種です。彼らも大変なハブニングに出会いながら、約50羽のハマシギに黄緑色のフラッグをつけてきました。したがって、私たちが秋の渡りから冬にかけて出会う可能性のあるハマシギは100羽近いのです。

話をアラスカに戻します。今回の成果は他にもありました。ブリザードに閉じ込められたおかげで、JAWANのハマシギプロジェクトについて、私と共に最後まで残ったバート博士と詳しく話をし、検討する時間ができました。ゴール、目的と、調査の統計的な裏付けについて話をし、かなりはっきりしてきました。こちらで米国西部鳥類モニタリング計画のウェブサイトにて特別調査プロジェクトとして載せて、観察者を増やそうと提案していただきました。インターネットでデータの報告、アクセスができることになるかもしれません。

アラスカ北斜面での調査の後、太平洋東海岸のハマシギが非繁殖期を過ごすオーシャンショアーズで、魚類野生生物局保全研修センター主催の「シギ・チドリ類の生態学と管理」というコースに2日間参加し、調査について発表をし、またシギ・チドリ類の調査の方法についての講義と実習、資料をもらってきました。これは、特に韓国の中に観察者を増やすための貴重な資料です。

#### 台湾でのパンフレット発行の打ち合わせ

今回の台湾訪問は、パンフレットの発行を依頼し、具体的な相談をするためのものでした。韓国については5月はじめと8月末に干潟調査に行ったときに同

様の相談をしてきました。

韓国と違って、台湾には1998年のオーストラリアの踏査で知り合った劉威廷（リュウ・ウェイティン）以外に直接のつながりがまったくないこともあり、地球環境基金の予算で、調査の面で鳥の専門家としてかかわってきた山階鳥類研究所の茂田良光さんに一緒に行ってもらいました。昨年、今年と、アラスカでの調査に関わり、啓発について台湾のかたがたとのつながりをするという協力を申し出てくださったからです。

ちょうど、オーストラリアからフィル・ストロー氏（東アジア・オーストラリア地域フライウェイのニュースレター“ The Tattler ”の編集者）が来ており、彼と一緒に、台中でシギ・チドリ類のバンディングを行っているウェイティンに案内してもらいました。台湾では、台北、台中、台南、高雄に独立してあった各地の野鳥学会（野鳥の会）が数年前に中華民国野鳥学会の傘下に入ったのですが、最近になって連携を取り合っており、シギ・チドリ類のフラッグ調査を積極的に行っているという動きが出てきていました。ちょうど6日から9日までに台北で開かれたシンポジウムのためにきていたフィル・ストローを案内して、バンダーなどみんなで話し合おうという計画が進んでいました。ハマシギのこともそのためのきっかけになるので、そこに合わせるとよい、という連絡をもらったので合流することになりました。台湾における今後のフラッグ調査のあり方について相談する勉強会で発題をすることで、台湾の湿地の見学の部分は交通費、宿泊費ともすべて彼らのお世話になりました。

フラッグパンフレットについてはできるだけ多くの団体が協力した形で作ってほしいと考えていました。帰国の前日、13日に中華民国野鳥学会の主任研究員リー・ジャンナンさんとお会いして、中華民国野鳥学会として出してくださることになり、全部の野鳥学会が協力する形が得られたと思います。10月末に台北のクントゥ湿地で行われる野鳥フェスティバルまでに出せるよう努力しましょう、との回答を得ました。6月からe-mailでやり取りをしてきたウェイティンがこちらの意図を汲み取って仲介の努力をしてくれたおかげです。

ハマシギプロジェクトに関しては、10日の夜に台南野鳥学会の事務所で茂田さんが鳥（ハマシギ）の事に焦点を当てて話し、11日夜には台南市のスーツァオ（四草）湿地のバンディングステーションで台北、台中（タイチオン）、台南、カオシュン（高雄）

のバンダーや野鳥学会会員などに私が話をしました。話の内容は、日本の湿地保護、鳥類保護団体とその調査、そして、ハマシギプロジェクトと観察の重要性についてでした。この晩は、発表の後、台湾の人々は今後の調査などについて、3時ごろまで話していたとのことでした。(私とフィルとは12時ごろに失礼させていただきます。)また、13日の晩にも、台北市野鳥学会で、ハマシギプロジェクトについて話すことができました。どこでもとても興味を

持ってくださいパンフレットなどについても協力を約束していただきました。

飛行機代まで全部は持ちきれないけれども、自分たちのところに来たらすべて面倒を見る。できるだけたくさんの方を見てもらい、違った視点からの意見を発表してもらおう。JAWANと同じやり方で、自分たちの活動とその方向性をしっかりと作っていかうという熱意が伝わり、とてもうれしかったです。

## 千葉県公共事業評価監視委員会の追原ダム建設中止判断についての声明

2000年9月22日

追原を歩く会(代表・鶴沢喜久雄)(小櫃川流域の自然を守り育む連絡会構成団体)

連絡先 千葉県夷隅郡大原町大原5934 TEL 0470-62-0120

1. 2000年9月21日に開かれた千葉県公共事業評価監視委員会(黒坂正則委員長)は「追原ダム」の建設事業について“中止が妥当”との判断を下しました。

これは昨年8月に同委員会が裁定した“2年間程度の休止”判断を更に踏み込んだもので、千葉県が進めた追原ダム建設計画の不合理性が厳しく評価された結果、事業中止が裁断されたものです。

2. 今回のこの判断を、600万県民はもとより「追原、七里川を含む各地の自然環境の保全」を求める人々は高く評価するものです。

同時にこの無謀な計画を立案し、推進してきた千葉県に対し、この判定に従い、“事業の完全中止”の決定をすることを要求します。

併せて、1995年に国に補助事業を採択させ、それ以降11億9000万円もの公費を注ぎ込んできた千葉県の無責任さを、私たちは今後の県政の問題として追及します。

3. 今回の中止判定の主な理由は、多目的ダムである追原ダムの「今後の水需要の伸びが期待できない」とのことですが、正にそのとおりで、計画の主体者である「君津広域水道企業団」も、計画立案人口予想を“下方修正”せざるを得ない状況で、ダム建設中止を求める私たちは第一の理由として、この現実を指摘してきました。

一方、この計画地域一帯は奥清澄県立公園であり、東京大学の演習林もあり、貴重な自然環境が現存している県民共有の財産です。この渓谷は“みどり生きものにふれるいやしの水辺”として君津市民に親しまれてきた所です。そして、追原やキンダン沢は、山深い里に住む先人たちの“生活の知恵”を識る文化遺産でもあります。

私たちはこの場所を次代の人々に残すことを大きな目的にして、追原ダム建設反対の運動を広げつつ、

この地を広く知らせる活動も続けてきました。

私たちの展開してきた様々な運動が“建設中止”として実ったものと確信し、運動に参加し協力してくれた多くの方々に、このことを報告できることを喜びたいと思います。

4. 追原ダム建設中止の確定後に、私たちは更に次のことをめざし、地元関係住民とも一致点をつくり、運動を続行してゆくものです。

地元住民の永年の願いである国道465号線(黄和田~亀山)の拡幅改良工事を進め、県道市原~天津小湊線(黄和田~四方木)の二車線化改良工事を、自然と景観をそこなわない工法で実現させること。

七里川沿いのクリーン作戦を更に進め、ゴミひろい、不法投棄の防止、バイオトイレの新設などの活動をすすめること。

農村と都市の交流をすすめる、渓谷美、農林産物、温泉等を活用することを提案し、地元住民とともに“村おこし”をすすめること。

東大演習林関係の国家予算をふやさせ、大学関係者と話し合いをすすめる、“森の教室”“県民ハイキング”などの公開講座をふやし、演習林100年にわたる貴重な財産を、県民に広く公開すること。

5. 私たちは、追原ダム建設反対の運動を通じて、三番瀬や盤洲干潟のこと、里山保全と産業廃棄物のこと、そして地球温暖化のことなどの環境問題を学びました。

さらに、国民一人ひとりが“この本質を知れば、正義の力を発すること”も学びました。ムダな公共事業をおし進める政治のゆがみも学びました。

これらの経験を活かし、政治を国民本位のものとし、これからも私たちのふるさと房総の自然を守ってゆくことに、微力をつくすことを誓うものです。

## イベント情報

干潟探検隊「カモカモウオッチングと豚汁会」

期日：11月11日（土）10:30～14:00

場所：藤前干潟 参加費：200円

主催：藤前干潟を守る会

問い合わせ：TEL 052-735-0106

E-mail atuo@mub.biglobe.ne.jp

月例行事、越冬するカモがそろそろ頃です。干潟が年中、出なくなってシギ・チドリの採餌が見られませんが、ハマシギは来てる頃。水鳥の観察と、暖かい藤前鍋をたのしみに！

\* \* \*

霧多布湿原ボランティア体験エコツアー

期日：11月23日（祝）～26日（日）3泊4日

目的地：北海道浜中町霧多布湿原

参加費：東京発 78000円

主催：F.A.Network

問い合わせ：メープル・ツアーズ（担当：大村）

TEL 03-3437-6266

ラムサール条約登録湿地の霧多布湿原をいろんな面から満喫したいと思います。北海道の美味しいものを食べ、自然を楽しみながら、霧多布湿原周辺で湿原を潤す水瓶の森をの整備作業します。

（URL <http://member.nifty.ne.jp/ONF/KIRI.htm>）

\* \* \*

干潟探検隊「ナイトウオッチングと星見会」

期日：12月9日（土）20:00～23:00

場所：藤前干潟 参加費：200円

主催：藤前干潟を守る会

問い合わせ：TEL 052-735-0106

E-mail atuo@mub.biglobe.ne.jp

冬の干潟は夜中に良く引きます。真冬の寒い夜中でも、潮位に応じて行動するシギやチドリたちは、餌を食べにやってきます。対岸のライトをたよりにシルエットで見る光景はいつもあらたな感動を呼び起こします。暖かくしておいでください。

## 各地の近況

【藤前干潟】環境庁、藤前干潟の国設鳥獣保護区設定を概算要求、2002年のラムサール登録地指定をめぐす（8月24日）。2005年の「愛知万博」開催に合わせて、ラムサール会議の誘致構想も検討されている。もしそうなれば、「藤前」が持つ意味を世界の人々が共有することになり、「環境万博」のねらいが鮮明になるだろう。それは森から海までの水系全体の、生態系のつながりとはたらきがいかに大切かを理解し、ゴミで環境を壊さない、循環型社会への動きを加速してくれる筈だ。

同時に、「諫早」を問い直し、水門の開放から干潟を復活させる大事業への転機にしなければならないし、20世紀の破壊型開発の公共事業を、環境修復型に変えていく機会にしたい。

（辻淳夫 / 藤前干潟を守る会）

「イベント情報」「各地の近況」原稿募集！  
12月初旬発行予定の次号では、12月～1月のイベント情報、9月～11月の近況報告を掲載いたします。「JAWAN通信原稿」と明記の上、下記までお送りください。原稿の締切は11月10日です。

東京都豊島区雑司が谷3-7-3 ペルビュー目白701

諫早干潟緊急救済東京事務所内 JAWAN通信編集部  
〒171-0032 TEL/FAX 03-3986-6490

E-mail [signa@ppp.bekkoame.ne.jp](mailto:signa@ppp.bekkoame.ne.jp)

### JAWAN会員募集中！

入会ご希望の方は、下記まで年会費をお振込ください。会員の方にはJAWAN通信（隔月発行予定）をお送りします。

年会費 団体：5,000円 / 個人：3,000円

振込先 郵便振替：00170・8・190060

加入者名：日本湿地ネットワーク



## 編集後記

皆さんに通信が届くころ、今年の「国際湿地シンポジウム」は終わったばかりでしょう。沖縄まで行けなかった人も多いと思いますが、堀良一さんの記事を読めばわかるように、泡瀬干潟問題は全国的に注目すべきです。JAWANは、各地の湿地の保護・再生のために存在しています。各地からのお知らせを送っていただいた方々にも厚くお礼申し上げます。（鈴木）

追悼記事にもありましたように、JAWAN共同代表の山下弘文さんが、7月21日に心不全で急逝されました。前号のJAWAN通信では諫早干潟の記事やこの編集後記にも執筆いただいていたのに……。天国とは蓮の花が咲き乱れているような所だと言う人がいます。だとすれば、そこには山下さんの大好きな「湿地」があり、山下さんが守ってきた生き物たちも一緒にいることなのでしょう。ご冥福を心よりお祈りいたします。（矢嶋）

訂正：前号の編集後記で「来年の5月、JAWANが10歳」とありましたが、「来年の9月」の誤りでした。